

JADR/GC 学術奨励賞規定

(趣旨)

1. 本賞は JADR 学術大会での研究発表活動を奨励するとともに、歯学の発展に寄与する若手研究者の育成を目的とする。

(対象)

2. 応募資格者は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) JADR 会員である者
- (2) 当該年度の JADR/GC 学術奨励賞に応募し、学術大会において研究発表した者
- (3) 3 年以上の会員歴を有する者の推薦を受けた者
- (4) 発表の時点で 38 歳未満である者
- (5) 当該発表の筆頭著者である者

(賞)

3. 本賞の授賞件数は、原則として毎年 5 件以内とし、受賞者には賞状と副賞を贈呈する。

(選考委員会)

4. 本賞受賞候補者の選考にあたっては、当該年毎に学術奨励賞候補者選考委員会（以後、選考委員会と呼ぶ）を組織し、本賞受賞に相応しい者を選考する。
5. 選考委員会は、原則として理事および評議員 7 名で構成する。ただし、会長が必要と認めた場合、正会員から選考委員を委嘱することができる。
6. 本選考委員会に、委員長と副委員長をおく。
7. 委員長には理事がこれにあたり、副委員長には委員長が指名した者をあてる。副委員長は、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
8. 委員長は受賞候補者の選考過程および選考結果を理事会に報告する。

(受賞者の決定)

9. 受賞者の決定は選考委員会の選考結果に基づき、理事会の承認を経て行う。

(受賞者の表彰)

10. 受賞者の表彰は、JADR 学術大会で行う。

(施行細則)

11. 応募方法、選考方法、授賞方法等の詳細は別に施行細則を定める。

(学会賞の英訳名)

12. 本賞の英訳は、JADR/GC Young Investigator Award とする。

(規定の改訂)

13. 本規定の改定は、理事会の承認をもってする。

附則 本規程は 2004 年 2 月 9 日から施行する。

2005 年 5 月 9 日、一部改定

2012 年 2 月 20 日、一部改定

2012 年 5 月 21 日、一部改定

2013 年 11 月 18 日、一部改定

JADR/GC 学術奨励賞施行細則

1. 本細則は、JADR/GC 学術奨励賞の選考にあたり、必要な事項を定めるものである
(応募方法)
 2. 募集要領については、学会ホームページ (JADR conference web site) に掲載すると同時に、各大学の評議員経由で周知を図る。
 3. 応募者は、アブストラクト (IADR home page を介して JADR の Divisional Abstract Submission page へ既に提出した abstract と同一のもの) と共に、氏名、所属、生年月日、年齢、推薦者による推薦理由等を明記した申請書を e-mail に添付して学術大会事務局へ送付する。
 4. 発表形式はポスターとする。
 5. 応募者の年齢は、発表日における満年齢とする。
 6. 推薦者は所定の書式で、所属、会員歴、推薦理由等を記載する。但し、当該年における同一推薦者による複数の推薦は認めないものとする。
- (選考方法)
 7. 選考にあたってはアブストラクト、申請書、発表内容、発表方法等により採点を行う。評価表は別途定める。
 8. 得点の上位者より受賞候補者の適否を決定する。ただし、同得点の場合は委員の協議により受賞候補者を決定する。
 9. 選考対象者が当該年度 IADR Travel Award 受賞者となった場合は、その者を選考対象から外す。
 10. 応募者が 10 名を超える場合、アブストラクトおよび申請書による事前書面審査を行い、選考対象者 10 名を選出する。評価表は別途定める。得点の上位者より選考対象者を決定し、同得点の場合は委員の協議により選考対象者を決定する。
- (授賞方法)
 11. 学術大会の開催中（例えば懇親会あるいは閉会式など）に表彰する。
 12. 賞状と副賞（5 万円）を授与する。
- (細則の改定)
 13. この細則の改定は、理事会の承認をもってする。

この細則の施行期日は 2004 年 5 月 17 日とする。

2012 年 2 月 20 日、一部改定

2012 年 5 月 21 日、一部改定

2013 年 11 月 18 日、一部改定